骨髄ドナーの増加や骨髄移植を推進

骨髄ドナー支援事業補助金制度を開始しました

市では、白血病などの血液疾患の治療に必要となる骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の増加や移植の推進を目指し、ドナーまたはドナーが勤務する事業所への補助を行う制度を開始しました。

制度の概要

公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄などの提供を行った人（最終同意以降にやむを得ない理由で骨髄提供を中止した人を含む）または骨髄ドナーの勤務する事業所のいずれか一方に対し、補助金を交付します。

対象

①骨髄ドナー本人

要件

骨髄などの提供時に本市に住所を有していること

※ただし、骨髄ドナーが勤務する事業所がドナー休暇（特別休暇）を設けている場合は対象外です

補助金額

１日あたり２万円（提供に要した通院・入院などの日数に応じて上限７日、計14万円）

②骨髄ドナーが勤務する事業所

要件

次のいずれの要件も満たす事業所

- ドナー休暇（特別休暇）を設けている事業所
- ドナー休暇を取得した従業員が骨髄などの提供時に本市に住所を有していること

補助金額

１日あたり１万円（提供に要した通院・入院などの日数に応じて１人１回あたり上限７日、計７万円）

※骨髄ドナーがドナー休暇を取得した日数を補助金申請の対象とします

◉骨髄提供が中止された場合は

①②において最終同意以降にやむを得ない理由で骨髄提供を中止した場合は、最終同意から骨髄提供を中止した日までの期間を補助対象期間とします。

申請期間

骨髄などを提供した日（骨髄提供を中止した場合は最終同意の日）から６カ月以内に申請

申請方法

申請書に必要事項を記入の上郵送または下記の窓口へ提出

＊申請書は市ホームページ（https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kenko_iryo_fukushi/oshirase/1017019.html）に掲載しているほか、健康づくり課（花巻保健センター）および各総合支所健康づくり窓口に備え付けています

◀QRコード

【問い合わせ・申し込み】
健康づくり課（〒025-0055　南万丁目970-5☎41-4607）

成年後見制度を知っていますか？

私たちは、普段の生活で買い物や預貯金の出し入れ、予防接種や検査・入院の申し込みなど、各種の手続きや契約を行っています。しかし、認知症や障がいなど、判断能力が不十分だと、物事の良し悪しを理解することが難しいため、さまざまな問題が起こることがあります。

成年後見制度は、そのような判断能力の不十分な人が、いろいろな手続きや契約、財産管理などを行うときに不利益を生じることがないよう、本人を守り、支援する制度です。

【問い合わせ】新館長寿福祉課（☎41-3576）

■成年後見制度の種類は２つ

成年後見制度は、判断能力に自信が無くなった時の心強い味方ですが「難しい…」「自分には関係ない」と、理解が進んでいないのが現状です。この制度には、判断能力が不十分な人向けの「法定後見制度」と判断能力に問題のない人向けの「任意後見制度」の２種類があり、すでに判断能力が低下している人はもちろん、今元気な人の将来への備えとしても有効です。

法定後見制度
すでに判断能力が低下した人を支援する制度

認知症などにより判断能力が不十分になった「後」に、本人を適切にサポートする支援者（後見人など）を家庭裁判所が決める。

例えばこんな場合…
母が認知症で手続きができない

認知症の母の生命保険や銀行の手続きをしようと思ったら、「家族では手続きができない」と言われた

法定後見制度を使って後見人になることで、本人に代わって銀行の払い戻しや契約などの手続きを行うことができます。

任意後見制度
判断能力があるうちに将来に備えておく制度

元気で判断能力が低下する「前」に、自分の判断能力が低下した場合にサポートしてくれる支援者（任意後見人）を、自分で決めておく。

例えばこんな場合…
自分の将来が心配

子どもがいないので、いざという時に自分の財産管理や身の回りの世話をどうしていけば良いのか不安だ

任意後見制度の契約をしておくことで、金銭管理やサービス利用契約など手続きのサポートを受けながら、今までどおり自分の家で生活を続けることができます。

■相談窓口をご利用ください

判断能力の低下による困り事の相談には、身近な相談窓口である下記の地域包括支援センターと花巻市基幹相談支援センターが対応しています。窓口では成年後見制度に関する相談を受け付けし、その内容に応じて必要な支援を行います。お気軽にご相談ください。

対象	相談窓口	住所・問い合わせ
高齢の人	花巻中央地域包括支援センター	花城町9-30（市役所新館１階長寿福祉課隣）☎24-7246
	花巻西地域包括支援センター	轟木7-188-1（西南デイサービスセンター内）☎29-4873
	大迫地域包括支援センター	大迫町大迫13-23-1（大迫保健福祉センター内）☎29-4856
	石鳥谷地域包括支援センター	石鳥谷町好地6-10-3（石鳥谷総合福祉センター内）☎41-4012
	東和地域包括支援センター	東和町安俵6-71（東和総合福祉センター内）☎29-4817
障がいのある人	花巻市基幹相談支援センター	花城町9-30（市役所新館１階障がい福祉課内）☎41-3582

＊任意後見制度に関する相談は上記のいずれの相談窓口でも受け付けています